

2021年12月9日

NHK インターネット活用業務実施基準の変更の認可申請の取扱いに関する
総務省の考え方に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

日本新聞協会メディア開発委員会は、今般示された「NHK インターネット活用業務実施基準の変更の認可申請の取扱いに関する総務省の考え方」に対して下記の意見を述べる。

当委員会はこれまで、「放送の補完」と位置付けられている NHK のインターネット活用業務は抑制的に運用されなければならない、その前提として業務・受信料・ガバナンスの「三位一体改革」を不断に進めることを求めてきた。今回の実施基準変更についても、素案の段階で、社会実証と受信料制度との整合性、さらに際限のない業務拡大につながる恐れがあると懸念を示したが、NHK からこの懸念を払拭する説明は行われていない。

このため、総務省は、社会実証の内容を真に検証するとともに、改めて NHK に三位一体改革の推進を強く促すべきだと考える。今般公表された考え方で、認可が適当とした各項目の中には、判断の具体的な根拠が示されていない部分もある。今後、これを認可する場合は、新たに設置した有識者会議「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」などで社会実証について検証するだけでなく、三位一体改革、さらには市場での公正競争の確保や多様な言論を通じた民主主義の維持・発展の視点からもしっかりとした検討を求めたい。

以下、個別項目について指摘する。

【インターネット活用業務についての社会実証関係】

NHK は素案の段階では社会実証の方法や対象、期間など実施内容の詳細を示さず、当該年度のインターネット実施計画で明らかにするとしていた。今回、NHK が変更案の中で、その方法や対象、期間などを定めたものの、依然として不明確な点は多く、NHK のなし崩し的な業務拡大への懸念は大きい。

今回の申請案は、提供期間について1週間から最大3か月程度、対象者を最大3000人程度と規定したが、総務省がこれらを「限定的なものにとどまる」と評価した合理的な根拠は示されていない。期間・対象に関する規定の「1回の提供にあたり」は、「1回」が何を指すのかも不明であり、解釈によっては際限なく実証ができてしまうことにもなる。

対象者について「検証内容に適した属性の者を選定する」とした点も不明瞭だ。恣意的に対象が選ばれれば、社会実証の意義も成り立たない。さらに社会実証をいつまで実施しようとしているかも分からず、総じて、際限のない業務拡大につながる恐れがあるとの懸念は払拭されていない。総務省はこれらについて、NHK に早急かつ詳細に考えを示すよう求めるべきであ

る。

加えて、実証の目的も「インターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証するため」と、あいまいなままとなっている。「社会的役割」を拡大解釈し、社会実証に名を借りてインターネット活用業務が際限なく可能になってしまうことを危惧する。公正競争確保の観点を踏まえ、その目的はより限定的に規定すべきである。当委員会は、これらの点が明確化されないまま認可を行うことは妥当ではないと考える。

総務省は放送番組の内容や量によっては受信料制度との整合性に懸念が生じる可能性があるとし、現行の受信料制度を踏まえて行うことが必要だとした。テレビを持たない人を対象にした社会実証は受信料制度との整合性に懸念が生じる可能性があり、この指摘は当然である。この点は素案に対する意見募集でも指摘されたにもかかわらず、NHKは具体的な考えを示さなかった。総務省は、上記に関する考えをNHKが示すことを認可の前提とするべきである。

【2号受信料財源業務の提供条件関係】

NHKプラスは受信料を負担している受信契約者向けのサービスであり、その提供には十分な本人確認を行うことが前提となる。このため当委員会は、「仮登録」制度は未契約者に、正式登録した契約者と同様のサービスを提供することになり、不公平感を増幅することにつながると指摘したが、NHKは素案から変更なく認可を申請した。

これに対し総務省は、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとは言えないとしたものの、「措置を講じた効果および妥当性を検証することが求められている」と指摘している。NHKは、ID登録案内ページ訪問者のおよそ7割が登録する前に手続きをやめてしまう実態があると説明しているが、仮に契約する意思のない訪問者が多数だとすれば、仮登録に必要なシステム改修費用がかさむ上、未契約のまま視聴する「フリーライド」は増えるのに契約は増えない、という懸念もぬぐえない。

NHKプラスのID登録案内ページの改善を優先すべきであり、フリーライドを許容する実施基準の変更は本末転倒だと考える。総務省が申請を認可するのであれば事後の効果検証に加えて、事前に費用・効果の試算を示すことも求めるべきである。

【その他】

当委員会は素案に対して、意見募集は形式的なものであってはならず、意見に真摯に対応する必要があると指摘した。NHKは一定の説明と素案の一部修正を行ったが、当委員会や多くの民間事業者が指摘した三位一体改革の推進やネット業務の抑制的な運用に対する考えは、従来の説明にとどまった。受信料制度との関係についても十分な説明を行っているとは言えない。

総務省は、NHKが会長の諮問機関「インターネット活用業務審査・評価委員会」に見解を求めることを一つの根拠に、市場の競争を阻害する恐れは低いとしている。しかし、当委員会が2020年、審査・評価委員会に「理解増進情報」の再定義を求めた際、真摯に検討した様子が見えなかったことなど、実効性や中立性には疑念を抱かざるを得ない。今回の社会実証

の内容には、その「理解増進情報」も依然含まれている。

当委員会は、総務省に対し、第三者性を高めた組織による事後検証フローの構築など、NHKが意見を真摯に受け止め、それをもとに適正な運用を検討する体制の整備を促すことを強く求める。

以 上